



「全国万引犯罪防止機構」活動のご案内

<https://www.manboukikou.jp/nintei/>

「顔識別機能付き(顔認証)カメラシステム導入」により、万引き等犯罪に対して効果的な防犯対策が可能となります。

一方で、顔情報等の個人情報を利活用するためには、個人情報を適正に管理して保護する必要があります。



期待できる効果

- ① 店内の安全安心
- ② 万引き被害防止
- ③ 商品ロスの減少による利益の増加

リスク

- プライバシー侵害
- 情報漏えい 民事賠償
- 事業者の信頼低下



Check! 当機構の対象事業者となることのメリット

- ① 相談・助言が受けられます
→ 専門知識を持つ弁護士・有識者や豊富な経験を持つ担当者が在籍
- ② 個人情報に関わる苦情解決に第三者支援が受けられます
→ 必要な対応の仲介により解決をサポート
- ③ 個人情報保護法遵守と利活用に関する研修会に優先参加
→ 個人情報保護委員会主催の研修会等をいち早くご案内
- ④ 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応支援
→ アドバイスや助言による対応支援

防犯カメラの適正利用を支援しています！



対象事業者に係る費用

(申請・審査料)

申請書類の確認及び申請事業者の個人情報保護マネジメントシステムに関する簡易審査（書類審査）に伴う手数料として、以下の区分による申請・審査料をいただきます。

| 区分 | 審査料 |
|-------------------|--------|
| 1 プライバシーマーク取得済事業者 | 11,000 |
| 2 上記以外の大規模事業者 | 55,000 |
| 3 上記以外の中規模事業者 | 33,000 |
| 4 上記以外の小規模事業者 | 11,000 |

※審査の結果、登録不可となった場合でも申請・審査料は返還致しません。

■事業者規模の区分

| 区分 | 小規模 | 中規模 | 大規模 |
|--------------|------|-----------------------|----------------------|
| 資本金の額又は出資の総額 | 2～5人 | 5千万円以下 又は 6～50人 | 5千万円超 かつ 51人以上 |
| 従業者数 | | | |

※個人事業主など、資本金の額または出資の総額が登記されていない事業者は、従業者数のみで判断します。

(その他の費用)

対象事業者は、当機構が行う以下の認定団体業務に要する費用を負担していただきます。

なお、対象事業者の負担額は事務局が算定し、決定します。

- 苦情処理に要した費用（外部有識者等への支払いを含む）
- 対象事業者に対する研修に要した一切の費用（施設費等含む）
- 指針の遵守義務に違反した対象事業者に対する必要な指導、勧告その他の措置に要した費用
- その他活動に伴う必要な費用

※aの苦情処理については、苦情解決の申出人からは手数料その他の費用を徴収しません。

(年会費)

対象事業者に対する情報提供、相談対応、苦情処理対応、指導等の基本料金として、以下の区分により定める年会費をいただきます。

単位：円（税込）

| 区分 | 年会費 |
|-----|--------|
| 大規模 | 55,000 |
| 中規模 | 33,000 |
| 小規模 | 0 |

年会費は対象事業者としての登録が承認された月により上記の年会費に下記の比率を乗じたものとします。

| 登録承認月 | 比率 |
|---------|------|
| 4月～6月 | 1 |
| 7月～9月 | 0.75 |
| 10月～12月 | 0.5 |
| 1月～3月 | 0.25 |

※対象事業者となるには[当機構の正会員](#)

であることが前提となります。

お気軽にお問合せください。

詳細は
こちら▶



お問合せ先

全国万引犯罪防止機構
個人情報保護推進室
担当：土門

住所：東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館 4階
TEL：03-5244-5612
FAX：03-5244-5613
メール：info8@manboukikou.jp